令和4年度第4回医療機関に対する働き方改革セミナー

基本的な労働時間管理と 医療機関における宿日直許可基準について



令和 4 年 11月 24日 愛知労働局 労働基準部 監督課

労働時間とは

労働時間とは…

使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます(平成12年3 月9日最高裁第一小法廷判決 三菱重工長崎造船所事件)。

- 1. 使用者の明示的・黙示的な指示により労働者が業務を行う時間は労働時間にあたります。
- 2. 労働時間に該当するか否かは、労働契約や就業規則などの定めによって決められるものではなく、客観的に見て、労働者の行為が使用者から義務づけられたものといえるか否か等によって判断されます。

労働時間とは

- 3. たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。
 - ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を 義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した 後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
 - ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められて おり、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間 (いわゆる「手待時間」)
 - ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使 用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成29年1月20日策定)

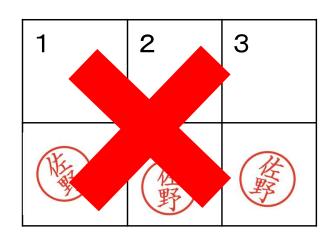
[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置]

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
- 使用者が、自ら現認することにより確認すること
- タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
- ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な 運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
- ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製 使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働 時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

その1

始業・終業時刻の確認・記録-

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。



日付	A さん	B さん
1		2
2	6	
3	7	/

日付	始業	終業
	8.00	17:00
1		
	8:00	1:00
2		
	8:00	17:00
3		

始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法・

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として 次のいずれかの方法によること。

- (ア) 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- (イ) タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的 な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

使用者が直接 確認・記録

労働者が最終確認

日付	始業	終業	確認印
1	9:00	18:45	佐野
2	8:45	18:00	佐野



その3

· 自己申告制により始業 · 終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置 ·

その2の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合、

以下の措置を講ずること。

(ア)~(オ)全て講じてください。

- (ア) 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、 労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどにつ いて十分な説明を行うこと。
- (イ) 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

私のミスで残業したけり ど申告していいの?



この作業って労働時間?

(ウ) 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致している か否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の 補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

ログオン	ログオフ	始業時刻	終業時刻
9:00	18:23	9:00	18:30
7:23	21:23	9:00	20:00

7:23~ 9:00 この乖離時間は何をしていたの?適正に申告できている?

20:00~21:23 乖離時間については実態調査で確認を!

(エ) 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その 理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われてい るかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

ドロップダウンリスト内に十分な選択肢がない



(オ) 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の 定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な 申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当 該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労 使協定(いわゆる36協定)により延長することができる時間数を遵守 することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超 えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにす ることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的 に行われていないかについても確認すること。

労働時間の状況の把握について

労働安全衛生法第66条の8の3 (労働安全衛生規則第52条の7の3)

平成31年4月1日施行

事業者は長時間労働者に対する<u>面接指導を実施するため</u>、 タイムカードによる記録、パーソナルコンピューター等の 電子計算機の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、 労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。

管理監督者や裁量労働制の適用者も含めた**全ての労働者**が対象 (高度プロフェッショナル制度対象者以外全て)

> 労働時間の状況とは、労働者の健康確保措置を適切に実施する 観点から、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を 提供し得る状態にあったのかを把握するものである。

労働時間の考え方

法定労働時間(労働基準法第32条)

【法律で定められた労働時間の限度】

1日8時間 及び 1週40時間

休日(労働基準法第36条)

【法律で定められた休日】 毎週少なくとも1回



時間外及び休日の労働(労働基準法第36条) これを超えるには、

36協定の締結・届出が必要です



通常業務

準備・後始末

待機時間

研修・教育訓練



基本的には労働時間

(ただし、自由参加の研修等は労働時間に該当しない場合あり)

自己研鑽

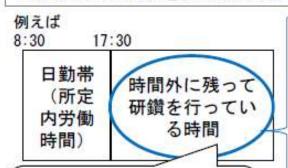
医師の研鑽に係る労働時間の考え方参照

宿日直

所轄労働基準監督署長の宿日直許可を受ければ **労働時間の規定の適用除外**

医師の研鑽に係る労働時間の考え方

研鑚が労働時間に該当するかどうかについても、「使用者の指揮命令下に置かれているかどうか」により判断することとなるが、現場における医師の研鑚の労働時間管理の取扱いについて、第12回検討会でお示しした案を概ねの内容として、今後、考え方と適切に取り扱うための手続を示すこととしたい。



様々な実態

- 診療ガイドライン等の勉強
- 勉強会の準備、論文執筆
- 上司等の診療や手術の見 学・手伝い

- □ 医師の研鑽については、
- 医学は高度に専門的であることに加え、日進月歩の技術革新がなされており、
- ・ そのような中、個々の医師が行う研鑚が労働であるか否かについては、当該医師の経験、業務、当該医療機関が当該医師に求める医療提供の水準等を踏まえて、現場における判断としては、当該医師の上司がどの範囲を現在の業務上必須と考え指示を行うかによらざるを得ない。
- □ 労働に該当する範囲を医師本人、上司、使用者が明確に認識しうるよう、基本となる考え方を示すとともに、上司の指示と労働に該当するかどうかの判断との関係を明確化する手続等を示す。

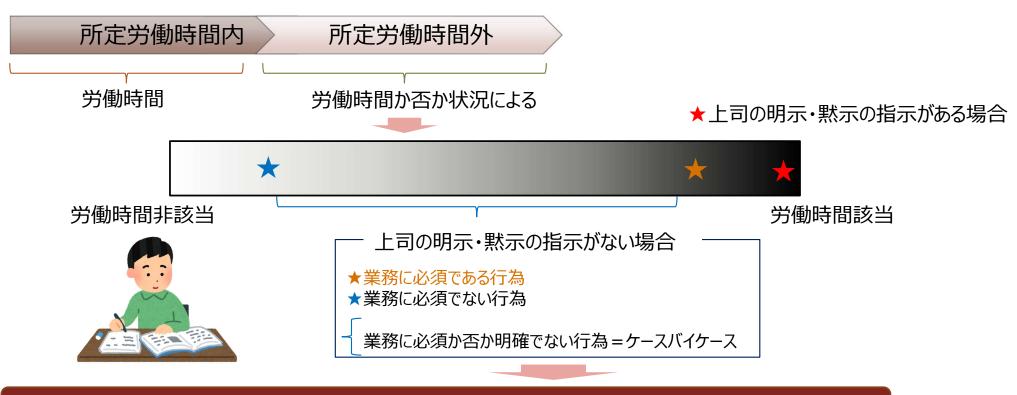
研鑽の類型	考え方・手続
診療ガイドラインや 新しい治療法等の勉 強	 一般的に、診療の準備行為等として、労働時間に該当。 ただし、自由な意思に基づき、業務上必須ではない行為を所定労働時間外に自ら申し出て上司の指示なく行っていることが確認されていれば、労働時間に該当しないものとして取り扱う。
学会・院内勉強会等 への参加や準備、専 門医の取得・更新等	こうした研鑽が奨励されている等の事情があっても、 <u>自由な意思に基づき、業務上必須ではない行為を</u> 所定労働時間外に <u>自ら申し出て上司の指示なく行う時間</u> については、一般的に労働時間に該当しない。
当直シフト外で時間 外に待機し、診療や 見学を行うこと	 ただし、見学中に診療(手伝いを含む。以下同じ。)を行った時間は 労働時間として取扱い、見学の時間中に診療を行うことが慣習化(常 態化)している場合は、見学の時間すべてを労働時間として取り扱う。

必要な手続等

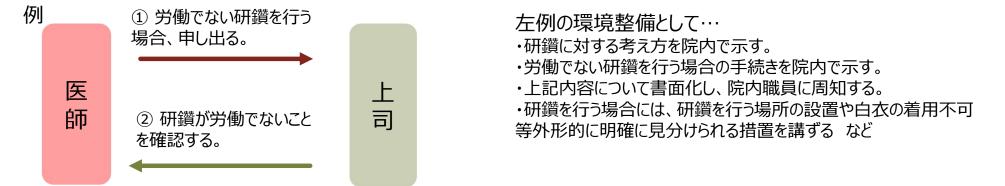
- □ 研鑚を行うことに ついての医師の申 告と上司の確認 (その記録)
- 通常勤務と明確に 切り分ける(突発 的な場合を除き診 療等を指示しない、 服装等)

医師の研鑽に係る労働時間の考え方

研鑚時間について



研鑽時間が労働時間に該当するか否か明確化するための手続及び環境の整備を講ずること



労働時間等に関する規定の適用除外

労働基準法第41条

この章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する 規定は、次の各号の1に該当する労働者については適用しない。

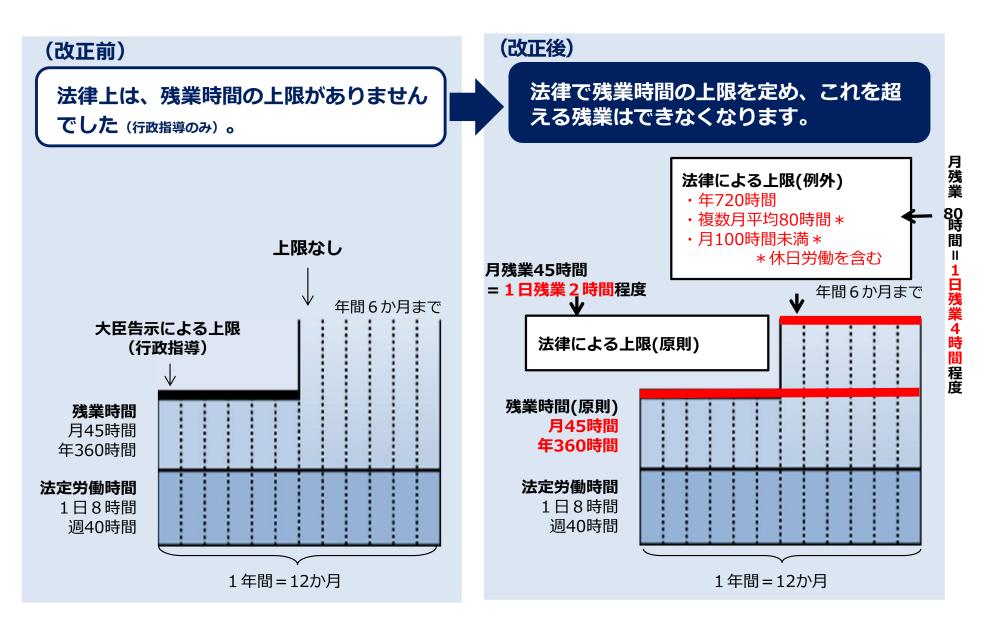
- 1 別表第1第6号(林業を除く。)又は第7号に掲げる事業に従事する者
- 2 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
- 3 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が<u>行政官庁の許可</u>を受けた もの

労働基準法施行規則第23条

使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第10号によって、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第32条の規定にかかわらず、使用することができる。

時間外労働の上限規制(一般則)

2019年4月1日施行(中小企業への適用は2020年4月1日)



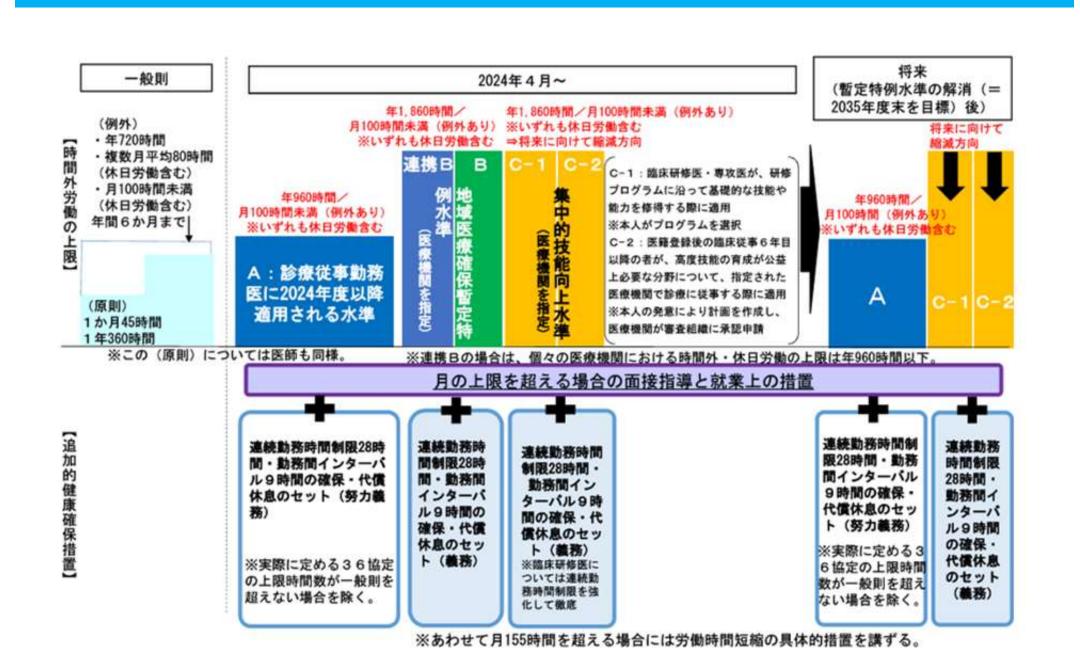
時間外労働の上限規制(適用猶予・除外)

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】

建設事業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80 時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討 します。)
自動車運転の業務	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
医師	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、具体的な上限時間は、年最大1,860時間(休日労働含む)としています。)
鹿児島県及び沖縄 県における砂糖製 造業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。
新技術・新商品等 の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の 上限規制は適用しません。 ※1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、事業者は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければなりません。

医師の時間外労働規制について



断続的な宿日直の許可基準について(一般基準)

○断続的な宿日直とは

・本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、労働時間や休憩に関する規定は適用されないこととなる。

○断続的な宿日直の許可基準 (一般的許可基準) ※522発基17号

宿日直許可を受ければ 労働時間の規定の適用 除外(カウント不要)

- ・断続的な宿日直の許可基準は以下のとおり。
- 1. 勤務の態様
- ① 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可するものであること。
- ② 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。したがって始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。
- 2. 宿日直手当

宿直勤務1回についての宿直手当又は日直勤務1回についての日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人1日平均額の1/3以上であること。

3. 宿日直の回数

<u>許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。</u>ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週1回を超える宿直、月1回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

4. その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。

断続的な宿日直の許可基準について(医師・看護師等)

- ○断続的な宿日直の許可基準 (医師、看護師等の場合) ※R1基発0701第8号
- ・医師等の宿日直勤務については、前記の一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うことされている。
- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。(通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。)
- ② 宿日直中に従事する業務は、前述の一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。 例えば以下の業務等をいう。
 - 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同じ。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - 医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間(例えば非輪番日など)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
 - 看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間(例えば非輪番日など)において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
 - 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。

※R1基発0701第8号で業務の例示を現代化

- ④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていること。
- ※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能(深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能)

※R1基発0701第8号で取扱いを明記

輪番日以外の日などに限って得ることも可能です

- 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合
- ・宿日直中に、通常と同態様の業務(例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など)がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である(宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要。)。
- ・なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、その時間については、本来の賃金(割増賃金が必要な場合は割増賃金も)を支払う必要がある。

7

副業・兼業医師が宿日直を行う場合の注意事項

〇 令和3年2月18日付け基発0218第2号「医師の宿直等勤務に関する労働基準法第41条 第3号の適用について」(要旨)

福岡労働局長から別紙甲の伺いに対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

(別紙甲)

医療機関Aは、医療機関Bで診察等通常の診療業務を行っている医師Xと労働契約を締結し、宿直等の断続的労働のみに従事させている。

この点、<u>医師Xについては、事業場のみならず、使用者が異なるもの</u>であるが、断続的労働の許可を行うに当たっては、労働者が複数の事業場で業務に従事する場合においても、<u>当該労働者に係る全労働を一体としてとらえ、許可を行うことができると解してよろしいか。</u>

(別紙乙)

貴見のとおり、<u>医師Xについて、医療機関A及びBにおける全労働の態様に照らし、Aにおける</u>宿直等の断続的労働が、昭和22年9月13日付け発基第17号(以下「17号通達」という。)及び令和元年7月1日付け基発0701第8号の基準を満たすものと認められる場合には、許可を行って差し 支えない。

なお、許可の判断に当たり、宿日直手当の額については、17号通達において、所轄労働基準監督署長が同通知に示す基準によることが著しく困難又は不適当と認めたものについては、その基準にかかわらず許可することができるとされている。

医師Xは、医療機関Bで通常診療を行い、Bの勤務後、医療機関Aで宿直勤務を行う。

常勤として通常勤務 非常勤として宿直勤務 医療機関B 医療機関A

宿直に係る許可申請は、実際に宿直勤務を行うAで行う。なお、医療機関Aが既に宿日直に係る許可を受けている場合には、改めて許可申請を行う必要はない。

副業・兼業医師が宿日直を行う場合の注意事項

- 令和3年12月17日付け基監発1217第1号「複数の使用者の下で労働基準法施行規則 第23条の規定による許可を受けた宿直又は日直業務を行う労働者に係る対応について」 (要旨)
- ① 複数の使用者の下で、特定の労働者が許可を受けた宿日直勤務に従事している、又は従事していることを把握した場合には、当該労働者が、短期間の間に労働時間規制の適用が除外されることとなる宿日直勤務に従事することとならないよう、使用者に注意喚起を行うこと。
- ② 各使用者からの許可申請については、申請事業者における宿日直勤務の態様が、許可基準の条件を満たしていると認められる場合は許可して差し支えないので、引き続き、適切に判断すること。

! 留意事項

副業・兼業を行う労働者の仕事と生活の調和のために

働く方が、複数の使用者の下で、宿日直業務に頻繁に 従事するような場合、通常の勤務と相まって、長時間の 拘束につながることなどが懸念されますのでご配慮をお 願いします。



医療機関における宿日直許可~申請の前に~

■申請前に以下を御確認下さい

申請前チェックリスト

- □申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である
- □申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである
 - ロベッド・寝具など睡眠が可能な設備がある
- □申請を考えている宿日直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものである
 - 口始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない(4時間未満ではない)
- □救急患者の診療等通常勤務と同態様の業務が発生することはあっても、稀である
- □実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている(宿日直の 従事者の認識も同様である)

併せてこちらも、確認下さい …………

- ■一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみの許可を申請することもできます。
- ■申請をするかどうか迷った場合など、都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談することができます。 なお、相談時に得た情報は支援のために使用するものであり、取締り目的で使用されません。
- ■宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取扱う必要があります。
- ■許可を得た宿日直業務中に通常の労働が発生した場合には、労働時間として取扱うことが必要です。

医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受ける窓口の設置

- ◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
- ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
- ※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境 改善支援センター(医療労務管理アドバイザー)が必要な支援を実施

宿日直許可の申請を検討している 医療機関(病院・診療所)



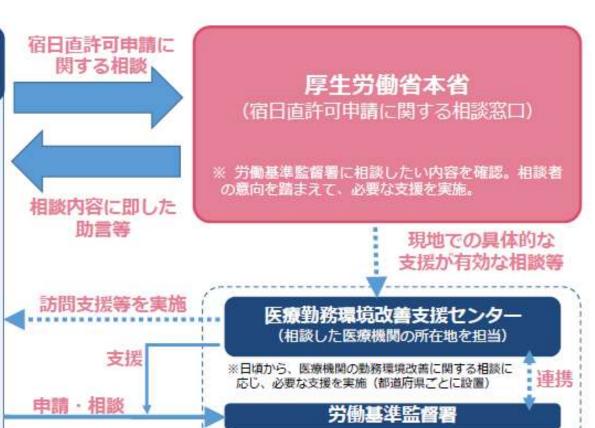
(相談する医療機関のイメージ)

- 労働基準監督署に相談することに対して不安や ためらいがあるので、実際に相談する前に、監督署 への相談についてざっくばらんに聞きたい。
- 地域の医療勤務環境改善支援センターや、労働 基準監督署に相談しているが、相談内容について、 厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい。

など

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24880.html

厚生労働省本省Webサイト



医療機関における宿日直許可について~制度概要・申請後の流れ~

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務(例えば、いわゆる「寝当直」に当たるような業務)については、<u>労働基準監督署長の許可</u>を受けた場合に労働時間規制を適用除外とすることを定めています(宿日直許可)。

- ※1 対象業務は、①通常の勤務時間から完全に解放された後のものであり、②宿日直中に従事する業務は、一般の宿日 直業務以外には、特殊な措置を必要としない軽度または短時間の業務に限ること、③一般の宿日直の許可の条件を満 たしていること、④宿直の場合は十分な睡眠がとりうること等の条件を満たしていることが必要です。
- ※2 許可が与えられた場合でも、宿日直中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事したときは、その時間について割増 賃金を支払う必要があります。

申請から宿日直許可までの流れ

労働基準監督署に宿日直許可の申請を行ってから許可を受けるまでの流れは、おおむね以下のとおりです。

- ① 労働基準監督署に、申請書(様式第10号)(原本2部)及び添付書類を提出
 - →申請対象である宿日直の勤務実態が、上記※1の条件を満たしていることを書面上で確認します。 上記※1③の一般的な宿日直の許可の条件とは、「1.常態としてほとんど労働することがないこと、2.通常の労働の継続ではないこと、3.宿日直手当額が同種の業務に従事する労働者の1人1日平均額の3分の1以上であること、4.宿日直の回数が、原則として宿直は週1回、日直は月1回以内であること、5.宿直について相当の睡眠設備を設置していること」を意味します。
- ② 労働基準監督官による実地調査
 - →宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや、仮眠スペースの確認等を、原則として実地で行い、申請時 に提出された書類の内容が事実に即したものかの確認を行います。また、勤務実態の確認に必要な期間(個別の申 請ごとに異なりますが、おおよそ直近数ヶ月間)の勤務記録の提出を求められます。
- ③ ①②の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付されます。

申請時に提出が必要な書類例

宿日直当番表、宿日直日誌や急患日誌等、宿日直中に従事する業務内容、業務内容ごとの対応時間が分かる資料(電子カルテのログや急患日誌等を基に作成)、仮眠室等の待機場所が分かる図面及び写真、宿日直勤務者の賃金一覧表、宿日直手当の算出根拠がわかる就業規則等(※これらは標準的な例であり、実務上は監督官が調査に必要な範囲で提出を依頼)

医療機関における宿日直許可について~申請書~

断続的な宿直又は日直勤務許可申請書(記載例)

様式第10号 (第23条関係)

	事業の種類	事業の	名称		事業の所在	地
	医療業	医療法人厚生	労優病院	東京都千代	⊞K··· (TE	L:000)
	総員数	1回の宿直員数	宿 直 勤 開始及UP終	70 to 10 to 10	一定期間における 1人の宿直回数	1回の宿直手当
宿	8 A	1人	午後6時0 翌午前08時4	The second secon	週1回	20,000円
直	就 寝 設 備	専用の宿直室: 1人部屋: 約10㎡; ベッド (掛布団等寝具付・寝具)				,冷暖房、TV
勤務の態様		the state of the s			勤務で2回程度、発熱影響 する頻度は1回1件程度	
	総 員 数	1回の日直員数	日 直 動 開始及U終	(T3.00.00)	一定期間における 1人の日直回数	1回の日直手当
4			自 午前9時0	0分 から	0.473	
日直	8人	1人	至 午後5時0		月1回	20,000円

令和4年4月1日

欄内のスペースで書き切れない場合は、 欄には「別紙の通り」と記入し、別紙を添付することも可能です。 職名 医療法人厚生労働病院長 使用者 氏名 厚生 太郎

○○労働基準監督署長 殿

◎ 宿日直許可申請にあたっては、申請書に添付する資料も含め、所轄の労働基準 監督署にご相談ください。

救急指定なし

(注)以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

救急指定の別	指定なし		
診療科•部門	内科(呼吸器、消化器、循環器)		
病床数	40床		
対象者数等	勤務医14人(うち非常勤医師14人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 20時~翌9時(日・月・水・金・土) 17時~翌9時(火・木)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	 ○ 過去1か月の実績について調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、少数の軽傷の外来患者の問診実施。 ・発生件数は、月0~3件。 対応時間は、1件当たり5分程度(最大で20分)。 ○ 宿直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務は、入院患者の死亡確認、搬送される救急患者(診察のみ。手続等は看護師対応)の対応があるが、数か月に1回発生する程度。 		

救急指定の別	指定なし		
診療科•部門	内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、呼吸器科、 胃腸科		
病床数	140床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医30人(うち非常勤医師29人)		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 21時~翌8時(平日) 18時~翌8時(土日祝) 日直(1人当たり月1回): 8時~18時(日祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	非常事態に備えての待機 ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変時の薬の投与(必要性及び投与薬を判断し、看護師に指示) :発生件数は、1日0~1件 対応時間は、1件当たり5分程度。 ・高度な措置が必要な場合の大規模病院への移送指示 :発生件数は、1日0~1件。 対応時間は、1件当たり5~10分程度。 ・死亡確認 :発生件数は、1日0~1件。 対応時間は、1日0~1件。 対応時間は、1日0~1件。		

救急病院

救急指定の別	三次救急病院		
診療科•部門	内科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、 泌尿器科等31科目		
病床数	300床	労働者数	600人
対象者数等	勤務医47人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 23時~翌8時30分(毎日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 宿直勤務は17時から開始。17時以降は通 ①救急外来患者のうち軽症者に対する診察 本申請は救急外来患者への対応件数が減 までは時間外労働として扱う。)。 ○ 直近3か月の実績を調査。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間 ①救急外来患者への対応 対応時間は、1件当たり25~40分。 重症患者の場合は、オンコール医師へ連 ②入院患者への対応 対応時間は、1件当たり20~30分。 原則、主治医が対応。主治医から指示がる ただし、23時以降の対応患者数は年間平均 ○ ただし、23時以降の対応患者数は年間平均 ○ 十分な睡眠時間が確保されている。	等 ②入院患者の容体の変動への対応を 少する23時以降の時間帯に限定して許可 と同態様の業務の状況は次のとおり。 絡。 あった場合は看護師等に指示。	行う。 「申請の対象とするもの(17時から23時
救急指定の別	二次救急病院		
診療科•部門	一般内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器 科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、心臓血管外科、皮		
病床数	200床	労働者数	390人
対象者数等	勤務医8人、他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時~翌8時30分 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日の∂	• • •	
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	1件当たり、30分未満。 ・救急患者の診察	の判断を行えない場合は担当医師に連絡	落する。 務で19件(1勤務平均1.5件)、

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、外科、眼科、皮膚科、放射線科、麻酔科		
病床数	200床	労働者数	360人
対象者数等	勤務医4人、他病院からの受入医15人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時〜翌8時30分(月〜 13時〜翌8時30分(土の 日直(1人当たり月1回): 8時30分〜17時(日の	りみ)	
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の医療機関が交代で整当該病院の救急患者の受入れは月1~2日での輸番日以外では軽症者のみの受入れ。 ○ 稿日直中に発生する通常の勤務時間と同態材・入院患者の急変時の対応として、次の業務が・主治医の指示に基づく処方箋の発行・緊急手術が必要な場合は他病院へ分程度。・救急患者の対応として、次の業務がある。・診察・症状説明:1件当たり、10~20分程度。・検査指示、処方箋発行、ホッチキス縫合:これらの各業務1件当たり、5~10分程度。・ガーゼ交換、傷の洗浄:これらの各業務1件当たり、5分程度。・気管挿管、死亡確認・死亡診断書作成:これらの各業務1件当たり、10~15分程度・入院患者の急変時の対応及び救急患者(のべ100人)、日直勤務では合計12日間のう	あるが、手術等を要する重症患者は受け 様の業務の状況は次のとおり。 がある。 の対応に係る業務の発生頻度は、宿	

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科		
病床数	390床	労働者数	290人
対象者数等	勤務医14人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時~翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回): 8時30分~17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	 ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医的では、病棟の定時的巡視:発生件数は、1日1件。対応時間は、35分程度。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態・入院患者の転倒時の処置:年2~3回。1件当たり1時間程度。・外来患者に対する薬の処方:輪番月で月20回。1件当たり10分程度。・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成):年1回以下。1件当たり30分程度。 	雨の他にオンコール医師(精神保健指定原見がある。 様の業務の状況は次のとおり。	番制)。 医)を配置。

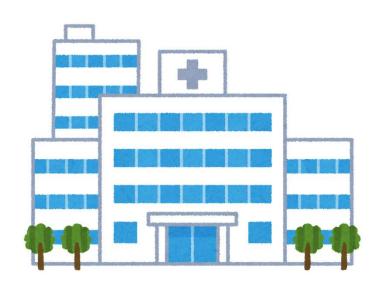
救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科		
病床数	210床	労働者数	160人
対象者数等	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 18時15分~翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回): 8時45分~17時(土日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
労基署の調査概要	○ 過去3か月間の実績を調査。 ○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の容体急変への対応 :発生頻度は92日中45日。 対応時間は1件当たり20分程度。 ・当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。		

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院			
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、歯科			
病床数	330床 労働者数 310人			
対象者数等	勤務医9人			
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時15分~翌8時45分(月~土) 日直(1人当たり月1回): 8時45分~17時15分(日のみ)			
対象業務	非常事態に備えての待機			
労基署の調査概要	○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直 ○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の収受 ・問診 :発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回 ・電話の収受 :発生件数は、宿直中月67回。日直中月21 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と ・入院受入れ :発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回 ・死亡確認を行うことがある。 :対応時間は、1件当たり15分程度。	を実施。 回。対応時間は、1件当たり10分程度。 回。対応時間は、1件当たり2~10分程度 :同態様の業務の状況は次のとおり。	艾 。	

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院			
診療科•部門	精神科、心療内科、内科、消化器科			
病床数	170床 労働者数 120人			
対象者数等	勤務医2人			
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回):17時~翌9時(月~5日直(1人当たり月1回):9時~17時(土日の ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日)	<i>A</i>)		
対象業務	非常事態に備えての待機			
労基署の調査概要	 ・救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済 ・救急指定当番日については、22時以降の宿前までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であります。 ○ 過去1年間の実績を調査。 ・過去1年間における救急指定当番日は43日。 ・うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。 ○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と ・救急外来患者等の対応 ・発生件数は、宿直中年4回、日直中年1回対応時間は、1件当たり30分程度。 ○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部タスクシェアを図っている。 	直のみ許可を得ていたが、その後の業務あることを確認した上で、改めて救急指定。 。 ○ ・ ・ ・ に同態様の業務の状況は次のとおり。	当番日の宿日直全体について許可	

救急指定の別	一次救急病院			
診療科•部門		5外科、放射線科、リハビリテーション科、	歯科	
病床数	680床	労働者数		540人
対象者数等	他病院からの受入医8人			
宿日直勤務時間	日直(1人当たり月1回): 9時~	・18時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機			
労基署の調査概要	○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 精神科病棟について医師1名 ○ 宿日直勤務では、病棟内定其 ・精神科病棟 :服薬・身体拘束等の指示。 発生件数は、3か月間で16回 対応時間は、1件当たり5分 ・内科病棟 :服薬・点滴等の処置を指示。 発生件数は、3か月間で17回 対応時間は、1件当たり5分 ○ 宿日直勤務中に発生する通 ・死亡確認 :発生件数は、3か月間で5回 対応時間は、1件当たり30分	程度。] 程度。 常業務の状況は次のとおり。 、	れ日直勤務を担 ほか、患者の問	旦当。 診、看護師等に対し、次の指示を行う。



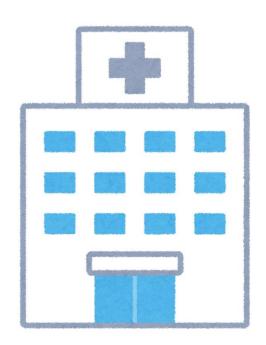


救急指定の別	指定なし			
診療科•部門	産科			
病床数	15床			
対象者数等	勤務医5人			
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 18時~翌9時(火・水・木・日)			
対象業務	非常事態に備えての待機			
労基署の調査概要	 ○ 過去1か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応:発生件数は、月3件。対応時間は、1件当たり20分程度。 ・外来患者の診察:発生件数は、月6件。対応時間は、1件当たり10分程度。 	の業務の状況は次のとおり。)		

救急指定の別	指定なし		
診療科•部門	産科		
病床数	12床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回):19時〜翌9時(月のみ 17時〜翌9時(土のみ 日直(1人当たり月1回):9時〜17時(日のみ)	4)	
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	 ○ 過去5か月間の実績を調査。 ○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様・入院・外来患者の分娩対応 対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)対応時間は、1件当たり平均54分。 ・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大の宿日直中の体制では対処できないような緊急 	、日直で月最大1件。 1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。	。 }送。

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	产		
病床数	19床	労働者数	30人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時~翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日・祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	 ○ 過去2か月間の実績を調査。 ○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 ・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) ・発生件数は、月1件。 対応時間は、1件当たり30分程度。 分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。 ・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。 ○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。 		





許可回数特例

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	内科、外科、消化器内科、循環器内科、形成外科		
病床数	170床	労働者数	190人
対象者数等	勤務医1人、他病院からの受入医10人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週2回): 17時30分~翌8時30分	(毎日)	
対象業務	非常事態に備えての待機、問診等		
労基署の調査概要	 ○ 過去0.5か月間の実績を調査。 ○ 宿直勤務中の業務としては、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。 :発生件数は、1日0~1件。 対応時間は、1件当たりの所要時間は5~10分程度。 ○ 勤務医が1名しかおらず、また、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しいこと。また、宿直勤務は軽度又は短時間の業務であることから、週2回許可。 		





ご清聴ありがとうございました。



労働条件の明示・確認の実施促進のための広報キャラクター

